

姫 監 公 表 第 6 号

令和 4年 5月 26日

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	宮 本 吉 秀
同	川 島 淳 良

### 令和3年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 観光スポーツ局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 2 消防局定期監査結果報告書
- 3 選挙管理委員会事務局定期監査結果報告書
- 4 下水道局定期監査結果報告書

## 令和3年度 下水道局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

### 1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

#### (1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

#### (2) 監査の対象

下水道局

河川部 河川管理課、河川整備課

なお、令和4年4月1日付けで、下水道局河川部は建設局に移管された。

#### (3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク点検シート、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

#### (4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

#### (5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和4年2月10日から同年4月19日まで

### 2 監査の結果

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

#### (1) 収入関係事務

ア 河川・水路使用料収入関係事務（河川管理課）

この事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。

早期徴収に努められたい。

イ 占用申請手数料収入関係事務（河川管理課）

この事務について関係書類を調査したところ、一部について調定漏れにより、徴収されていないものが認められた。

姫路市手数料徴収条例及び姫路市会計規則に基づき、適正に事務を遂行されたい。

ウ 違約金及び延滞利息収入事務（河川整備課）

この事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。

早期徴収に努められたい。